

「マレーシア：国家自動車政策の2010年1月改定を発表」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

2010年1月にマレーシアの国家自動車政策が改定されます。オープンAP(完成車輸入許可証)を2015年末、フランチャイズAPを2020年末に廃止。環境問題に配慮し、ハイブリッド車と電気自動車の製造にインセンティブを付与、2011年にEUR04Mを導入する他、中古車規制の強化を行います。また、自動車部品輸出促進策を拡大します。

10月28日、国際貿易産業省(MITI)は、国家自動車政策(NAP=National Automotive Policy)を2010年1月1日に改定することを発表した。

現在の国家自動車政策(NAP)は、2006年3月に導入されたもので、今般発表された改定策は、現在の政策の運営状況を踏まえて、今後のマレーシアの自動車産業の発展の方向性を示したものの。以下、政策の概要を記載する。

1. 新規製造ライセンス(ML)発給

現在、自動車の製造ライセンス(ML)の新規発給は停止されているが、今回、「高付加価値の車である、商用車である、環境対応をしている」など、マレーシアの経済にとって戦略的意義のある次の分野に限り新規発給を認める。

- (1) 排気量1,800cc以上で価格150,000リンギット(約390万円)以上の高級車
- (2) ピックアップ・トラック、商用車
- (3) ハイブリッド車、電気自動車
- (4) 排気量200cc以上の二輪車

上記の製造ライセンス取得について、資本金の制限はない。

2. 付加価値の高い製品の輸出促進

マレーシア国内で相応の付加価値をつけた自動車部品の輸出促進のため、免税措置を拡大する。

【現状】

付加価値30%以上の製品について、輸出額の10%分の免税を行う

付加価値50%以上の製品について、輸出額の15%分の免税を行う

【今回拡大される免税措置】

付加価値30%以上の製品について、輸出額の10~30%分の免税を行う

付加価値50%以上の製品について、輸出額の15~50%分の免税を行う

3. 輸入中古車価格の官報での公示

中古車が低い価格で輸入されることを勘案し、現在、新車のみを対象としている輸入車価格の官報への掲載を中古車についても行う。

4. 技術： 高付加価値、グリーン技術の振興

(1) 重要、付加価値の高い自動車部品製造に対するインセンティブの付与

トランスミッション、ブレーキ、エアバッグ、ステアリング・システムを製造する企業に対して、パイオニア・ステータス (PS) 付与による 10 年間の免税や、インベスメント・タックス・アローアンス (ITA) 付与による 5 年間の免税を行う。

(2) ハイブリッド車、電気自動車の振興

ハイブリッド車、電気自動車の組立、製造について以下のインセンティブを付与する。

- A. パイオニア・ステータス (PS)、インベスメント・タックス・アローアンス (ITA) 付与による 10 年間の免税を行う。
- B. 従業員のトレーニングや、R&D に対する支援を現状の支援に追加して行う。
- C. 国内で生産された車の物品税の 50% 軽減。
- D. 以下のハイブリッド車、電気自動車の部品を製造する企業に対して、パイオニア・ステータス (PS) 付与による 10 年間の免税や、インベスメント・タックス・アローアンス (ITA) 付与による 5 年間の免税を行う。

「電気モーター、電気バッテリー、バッテリー・マネジメント・システム、インバーター、エアコン、エア・コンプレッサー」

製造内容の提案によって、追加のインセンティブの付与も考慮される。

5. 中古部品の輸入禁止 (安全性向上目的)

中古部品について、輸入規制がなく、テストもなしで輸入されていることは安全性・環境面で問題である。このため 2011 年 6 月から中古部品の輸入を禁止する。

商用車の輸入を 2016 年 1 月 1 日から禁止する。

6. 排ガス基準 EURO 4M の導入

2009 年 9 月からガソリン車、ディーゼル車を対象に排ガス基準 EURO 2M を導入した。今回、2011 年までに排ガス基準 EURO 4M を導入することとした。

7. 自動車耐用年数を徐々に導入する

現在、マレーシア国内では10年以上使用されている車が270万台走っている。最終的に自動車耐用年数制度を導入するために、まず15年以上使用している車について毎年法定点検を実施する。

8. 完成車輸入許可証 (AP)

オープン AP は2015年12月31日、フランチャイズ AP は2020年12月31日に廃止する。

※ 筆者注：マレーシアには完成車輸入許可証として、オープン AP とフランチャイズ AP がある。フランチャイズ AP は特定のブランドの新車の輸入を行う場合に必要、オープン AP はそれ以外のブランド、または中古車の輸入に必要である。

9. プロトンの戦略的パートナー

国民車プロトンの競争力を増すために、世界的な自動車メーカー (Original Equipment Manufacturer [=OEM]) との戦略的パートナー・シップを構築する。

10. 実施時期

本国家自動車政策は2010年1月1日から実施する。

《参照サイト：マレーシア通産省》

http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.article.Article_9971dce0-c0a81573-3edb3edb-686eb8ad

《関連レポート》

「AREA Report 107 マレーシア：『国家自動車計画 (NAP)』を発表 2006年4月13日」

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 C I B グループ 北村広明
E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京) 03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。